

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて

平成 24 年 8 月 20 日

1. 背景

- ① 放射性物質汚染対処特措法第 23 条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義している。8,000 Bq/kg を超える廃棄物は指定廃棄物に該当し、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物には該当しないため、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度としては 8,000 Bq/kg 以下が想定される。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の具体的な要件は、放射性物質汚染対処特措法施行規則第 28 条・第 30 条において規定されており、その概要は図 1 のとおりである。

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
(1)水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
(2)イ 公共下水道及び流域下水道 (焼却設備を用いて焼却したものを行排出する施設)	焼却したもの				○	○	○	○	○	○	○	○	
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道 (脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				○		○						
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○
(4)一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				○								
—	廃稻わら												(地域限定なし)
—	廃堆肥												(地域限定なし)
—	除染廃棄物												(除染実施区域内)
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物												(地域限定なし)

図 1 現行の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

- ② 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理には、放射性物質汚染対処特措法第 23 条の規定により、廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、特別処理基準が適用される。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う中間処理施設・最終処分場については、放射性物質汚染対処特措法第 24 条の規定により、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか、特別維持管理基準が適用される。
- ③ これは、安全評価により、事故由来放射性物質（セシウム 134・137）の放射能濃度の合計が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能であると考えられるが、廃棄物処理法に基づく通常の基準に加えて、入念的に、事故由来放射性物質による汚染に対処

するための特別な基準を適用することにより、より一層の安全確保を図ろうとするものである。

- ④ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件は、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定前に得られた廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度に関する調査結果等を基に、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物が多量に排出されるおそれのある地域を廃棄物の種類ごとに特定して設定している。

具体的には、原則として、事故由来放射性物質の放射能濃度が $6,400\text{Bq/kg}$ を超える廃棄物が過去に排出された地域を都道府県単位で特定している。当初、廃棄物の事故由来放射性物質の放射能濃度等のデータに限りがあったため、安全側に立って広範な地域が対象となっている。

- ⑤ 今般、放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見に基づき、対象地域等を見直し、規制の合理化を図ることとしたい。

2. 要件見直しの考え方（案）

- ① 放射性物質汚染対処特措法施行規則制定後に得られた追加的な知見を踏まえ、事故由来放射性物質の放射能濃度が $6,400\text{Bq/kg}$ を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる都道府県については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の対象地域から外すことを基本として、要件の見直しを行う。

- ② さらに、事故由来放射性物質の放射能濃度が $6,400\text{Bq/kg}$ を超える廃棄物が排出されておらず、事故由来放射性物質により一定程度に汚染された廃棄物の多量排出が今後見込まれないと考えられる特定の構造の施設¹・廃棄物の種類²についても、当該施設・廃棄物の種類を特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件から除外することとする。

¹分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設を想定。分流式下水道では、雨水を処理せず、汚水のみを処理するため、当該施設から生ずる廃棄物の放射能濃度は低い傾向にあり、放射性物質汚染対処特措法施行規則施行後に $6,400\text{Bq/kg}$ 超のものが生じたことは確認されていない。

²天日乾燥以外の方式（機械等）により水道施設で生ずる脱水汚泥・乾燥汚泥を想定。宮城県・栃木県・群馬県において、放射性物質汚染対処特措法施行規則施行後に生じた $6,400\text{Bq/kg}$ 超の乾燥汚泥は、いずれも天日乾燥のものである。これは、天日乾燥は機械による脱水・乾燥に比べて乾燥の期間が長く、昨年生じた汚泥が施行規則施行後も乾燥汚泥として排出されているためと考えられる。

③ ただし、公共下水道及び流域下水道の流動床炉以外の焼却設備から生ずるばいじんについては放射性セシウムの溶出に関する知見が不足しており³、また、一般廃棄物・産業廃棄物の焼却施設から排出されるばいじんは、放射性セシウムの溶出率が高いという知見があるため、これらのはいじんの要件の見直しについては、慎重な対処が必要であると考えられる。

よって、これらのはいじんについては、今回は要件を見直さず、引き続き現行の要件を維持することとし、今後、さらに知見が得られた場合には、改めて要件の見直しを検討することとする。

凡例:□従来から対象外 □対象から除外 ■■引継ぎ対象 (平成24年8月10日現在のデータに基づく) 赤字は見直しによる変更箇所

施設の種類	廃棄物の種類	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	都道府県その他
(1)水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
(2)イ 公共下水道及び流域下水道(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設) ^{※1}	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)			○	○	○	○	○	○	○	○			
	流動床炉以外から生ずるばいじん			○	○	○	○	○	○	○	○			
(2)ロ 公共下水道及び流域下水道(脱水汚泥を排出する施設) ^{※1}	脱水汚泥				○	○								
(3)工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4)廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	ばいじん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(5)集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥			○										
—	廃稻わら	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	廃堆肥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	除染廃棄物 ^{※2}	(除染実施区域内)												
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物 ^{※2}	(地域限定なし)												

※1 分流式下水道由来の汚泥のみを処理する施設から生ずる廃棄物は対象から除く。ただし、流動床炉以外から生ずるばいじんについては、溶出に関する知見が不足しているため、分流式下水道由来の汚泥を焼却したことにより生じたものも含むものとする。

※2 除染廃棄物については、施行規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一廃・特定産廃の処理物についても、現行の規定を維持する。

図2 特定一廃・特定産廃要件見直し概要

3. 今後の予定

要件見直しの考え方についてパブリックコメントを実施した後、放射性物質汚染対処特措法施行規則の改正を行う予定。

³公共下水道及び流域下水道の流動床炉から生ずるばいじんについては、溶出率が極めて低いとの知見が得られていることから、焼却灰その他の燃え殻と同様に扱うこととする。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

参考1

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物

関係 原子力事業者が処理

特定廃棄物

① 対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※1の指定

※1 平成24年1月1日時点で警戒区域・計画的避難区域に指定されていた地域（楓葉町については全域）

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が処理

② 指定廃棄物

水道施設、下水道、焼却施設等の施設において生ずる廃棄物の放射能濃度の調査（義務）

環境大臣に報告

セシウム134・137の放射能濃度の合計が8,000Bq/kgを超える廃棄物は、環境大臣が指定廃棄物として指定※2

左記以外の廃棄物の放射能濃度の調査（任意）

環境大臣に申請

国が処理

※2 指定を受けるまでは、廃棄物処理法が適用

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物として、一定の地域にある一定の種類の廃棄物（水道施設や下水道の脱水汚泥、焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稻わら、除染廃棄物等）を環境省令で規定
- 廃棄物処理法の処理基準及び特措法の特別処理基準に基づき、市町村・事業者が処理

(1) 放射性物質汚染対処特措法に基づく特別処理基準の概要

- ① ろ過式集じん方式の集じん器等の排ガス処理設備を備えた設備を用いた焼却等
- ② 厚さがおおむね50センチメートル以上の土壌層が敷設された場所で埋め立てるここと
- ③ ばいじんを埋め立てる場合には、雨水が浸入しないようにすること
- ④ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと 等

(2) 放射性物質汚染対処特措法に基づく特別維持管理基準の概要

① 焼却施設等

- ア 事業場の周辺の大気中及び公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度限度の設定
- イ 処理に伴う排水・排ガス中の事故由来放射性物質の測定
- ウ 敷地境界の空間線量の測定
- エ 処理を行った特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の種類・数量等の記録の保存

② 最終処分場

- ア 最終処分場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度限度の設定
- イ 埋立地からの放流水、埋立地周縁の地下水等の事故由来放射性物質の濃度の測定
- ウ 敷地境界の空間線量の測定
- エ 埋立処分を行った特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の種類・数量等の記録の保存

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の放射能濃度について

以下の図のうち、図1～図11は、特措法施行後に特措法第16条に基づき報告された放射能濃度の調査結果をもとに集計したものである。

なお、複数の炉や複数の乾燥床を設置している施設については、それぞれの炉や乾燥床を1施設として集計を行っており、また、排出される廃棄物の直近3ヶ月以上の期間における3回以上の放射能濃度の測定結果がすべて6,400Bq/kg以下である又は直近の結果が800Bq/kg以下であるため調査義務が免除された施設や、稼働を停止している施設、数年に一度しか廃棄物を排出しない施設があるため、各図の施設数の合計は、特措法第16条に基づく調査対象施設の総数とは一致しない。

1 水道施設から生ずる汚泥の放射能濃度

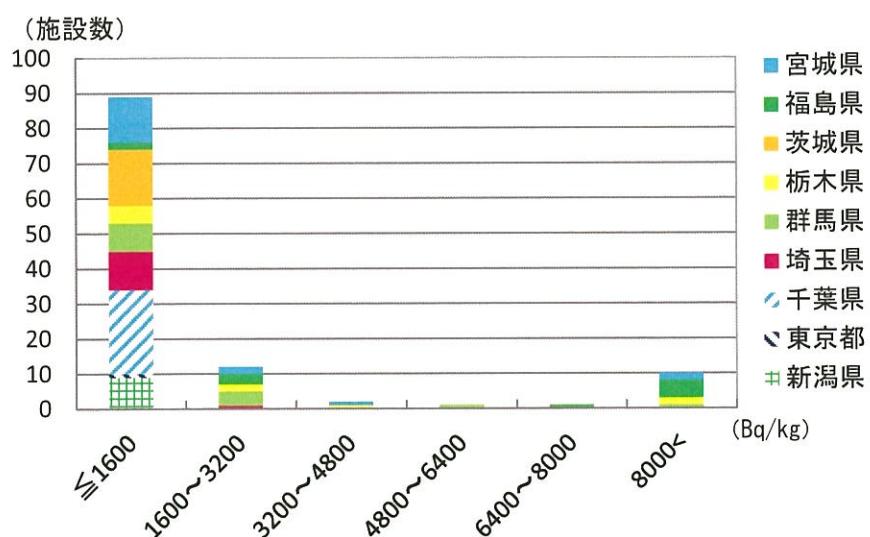


図1 水道施設（乾燥汚泥・脱水汚泥）

（天日乾燥の実施有無による乾燥汚泥の放射能濃度の違い）

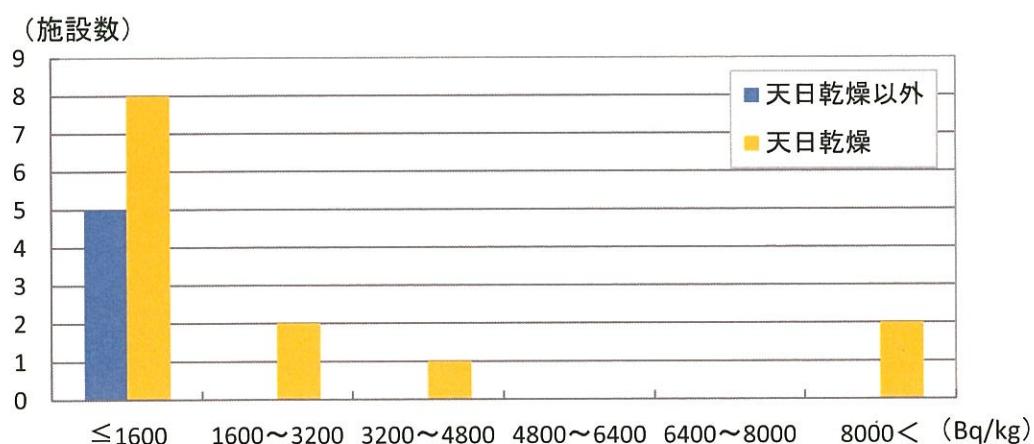


図2 宮城県の水道施設の乾燥汚泥

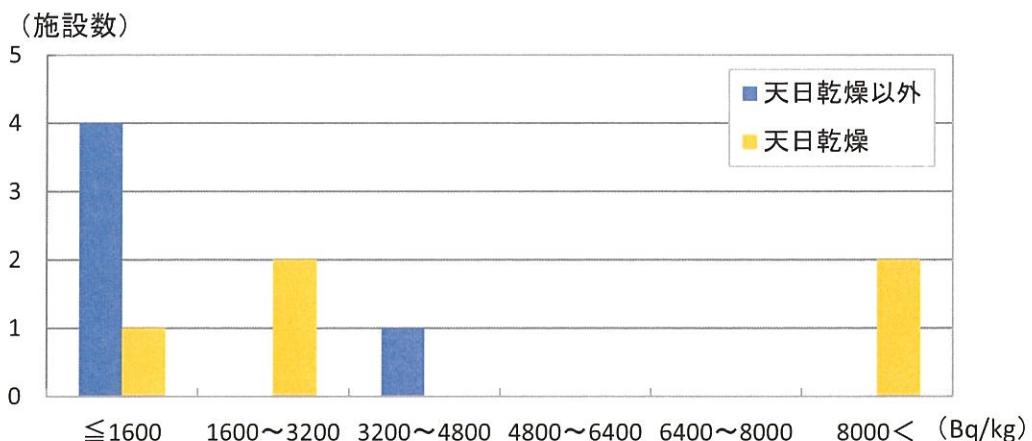


図3 栃木県の水道施設の乾燥汚泥

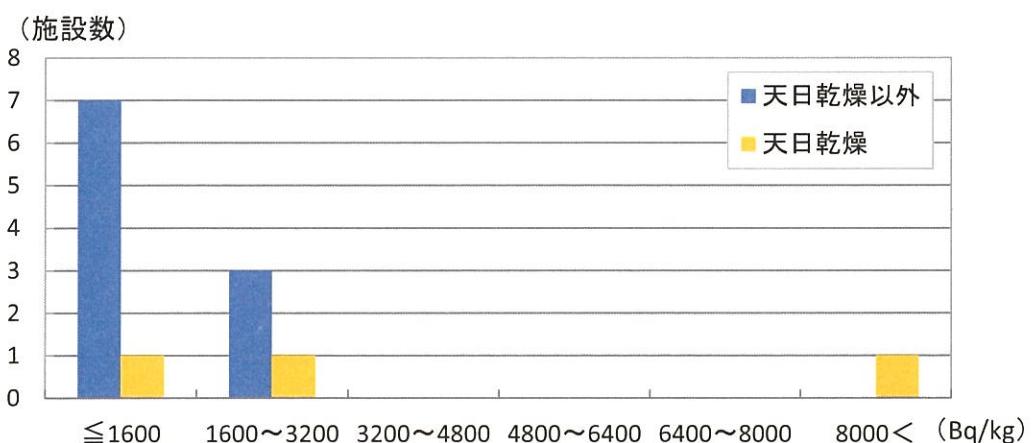


図4 群馬県の水道施設の乾燥汚泥

2 公共下水道及び流域下水道から生ずる汚泥等の放射能濃度

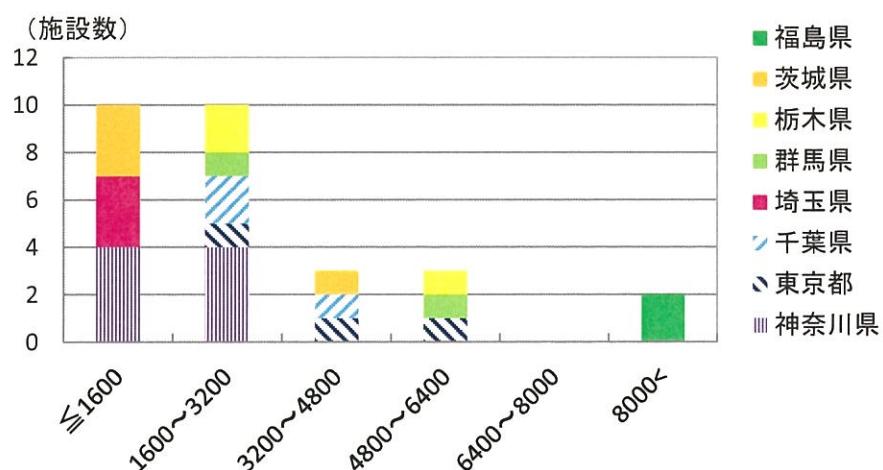


図5 公共下水道及び流域下水道（焼却設備を用いて焼却したもの）

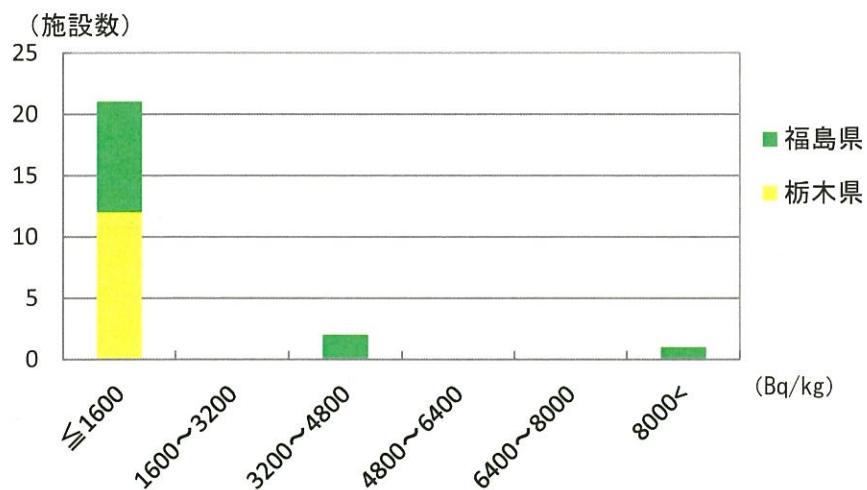


図 6 公共下水道及び流域下水道（脱水汚泥）

（合流式下水道由来・分流式下水道由来による廃棄物の放射能濃度の違い）

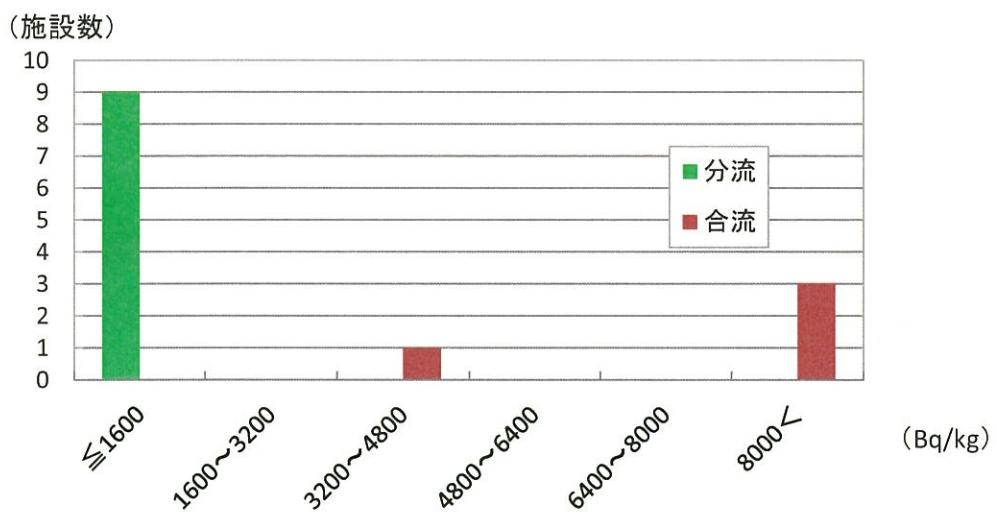


図 7 福島県の下水汚泥を焼却したもの及び脱水したもの

3 工業用水道施設から生ずる汚泥の放射能濃度

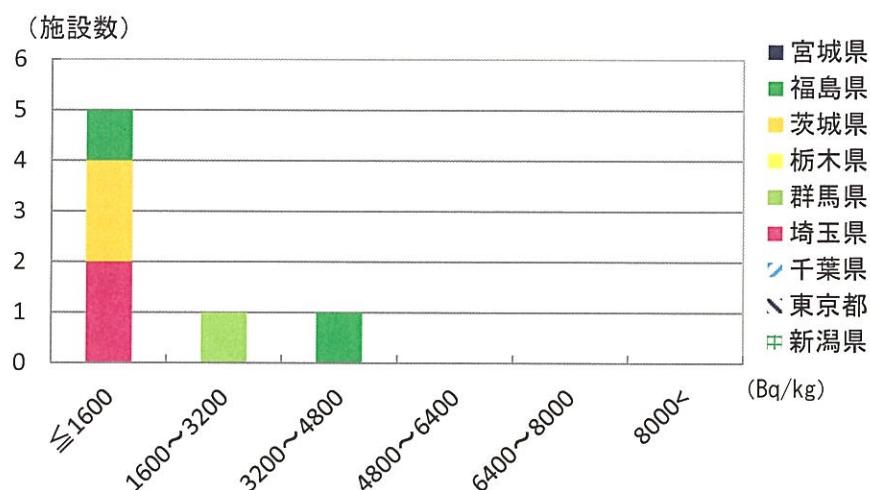


図8 工業用水道施設（乾燥汚泥・脱水汚泥）

4 廃棄物処理施設である焼却施設から生ずる焼却灰の放射能濃度

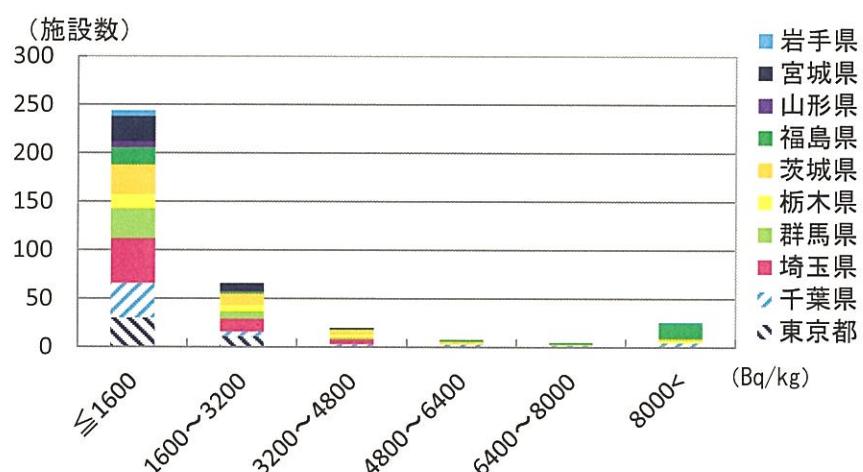


図9 廃棄物処理施設である焼却施設（ばいじん）

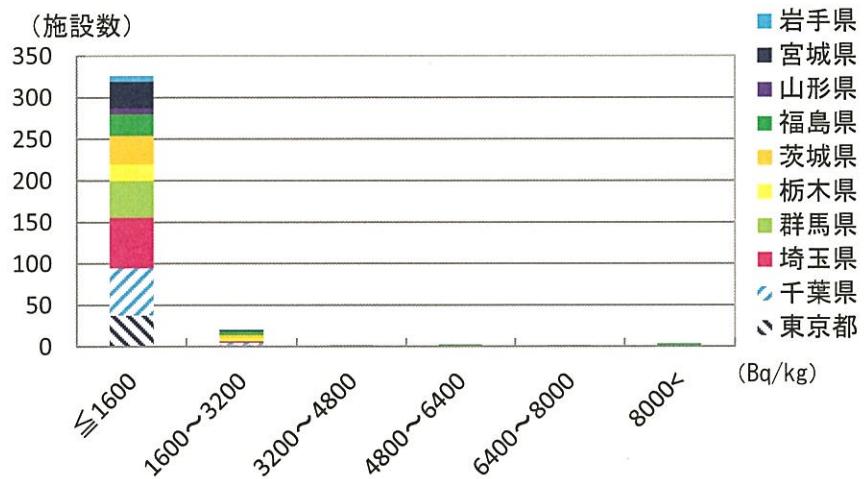


図 10 廃棄物処理施設である焼却施設（焼却灰その他の燃え殻）

5 農業集落排水施設から生ずる焼却灰の放射能濃度

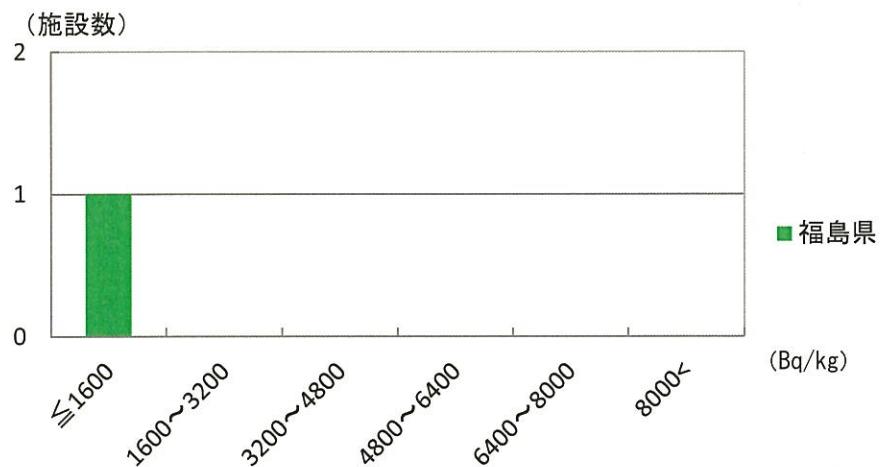


図 11 農業集落排水施設（脱水汚泥・乾燥汚泥）

6 廃稲わらの放射能濃度

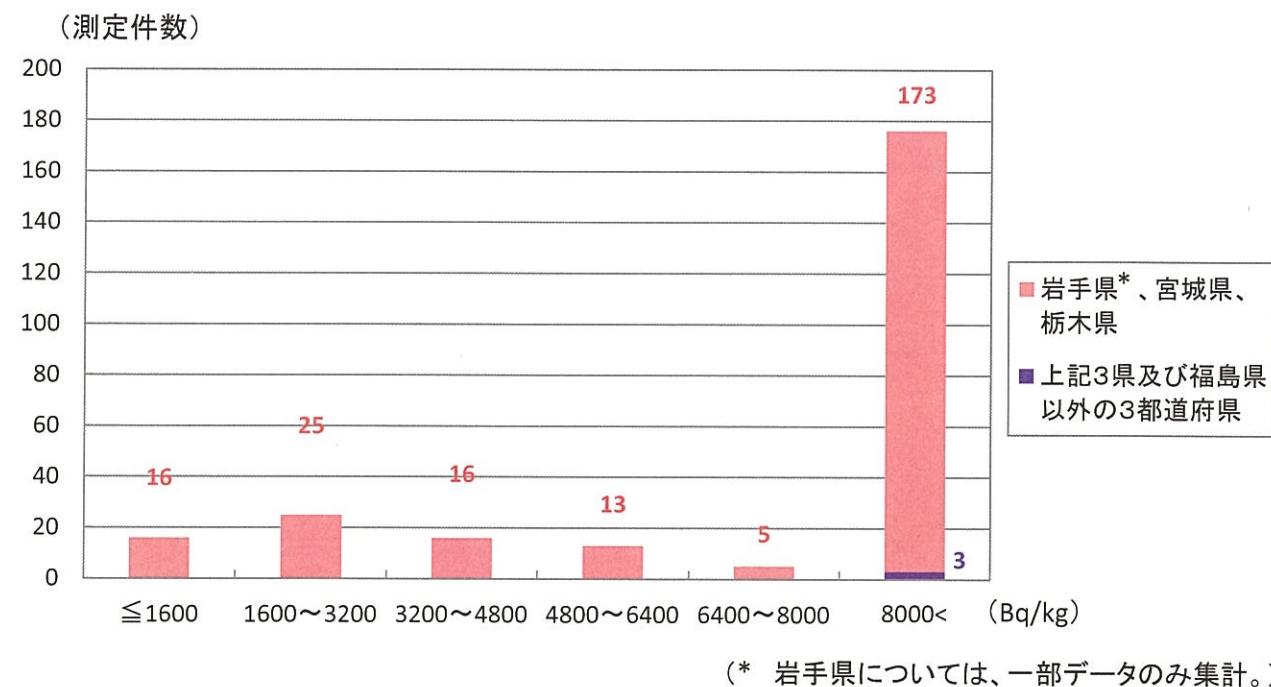


図 12 廃稲わら

※1 福島県では、廃稲わらの放射能濃度が確認できなかったため、データを反映できなかった。

※2 図 12 でデータを示している計 6 都道府県及び福島県以外の都道府県においては、事故由来放射性物質により汚染されたため利用できなくなった結果として廃棄物となった稲わらは生じていないことが確認されている。

※3 岩手県、宮城県、福島県及び栃木県の 4 県以外の 3 都道府県において、稲わらを保管している農家や農協等を対象とした稲わらの汚染状況に関する調査結果によれば、8,000 Bq/kg 超の廃稲わらが 3 件あり、そのうち 2 件は、岩手県、宮城県、福島県及び栃木県の 4 県内で発生した稲わらが流通したものであった。

残り 1 件が保管されている都道府県では、8,000 Bq/kg 超の廃稲わらのみが保管されており、この他の稲わらについては、放射能濃度が極めて低いことが確認されている。また、今後も高濃度に汚染された廃稲わらが発生するおそれはない。

よって、岩手県、宮城県、福島県及び栃木県の 4 県以外の 3 都道府県は、特定一般廃棄物の対象地域としていない。

7 廃堆肥の放射能濃度

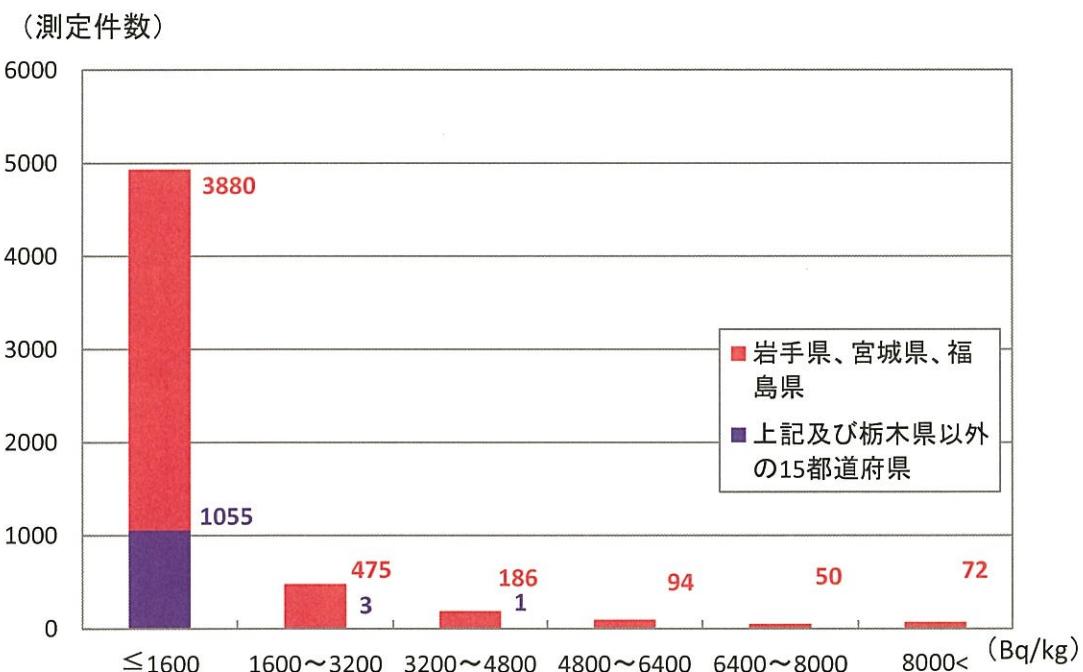


図 13 廃堆肥

※1 図 13 では、汚染された堆肥の放射能濃度が確認されている都道府県についてデータを反映している。

※2 栃木県では、6,400 Bq/kg 超の放射能濃度の廃堆肥が確認されているが、県が測定件数ごとの放射能濃度の調査結果は公表していないため、この図ではデータを反映していない。

放射性セシウムの溶出量が少ない下水汚泥焼却灰の扱いについて

平成24年3月12日

1. 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を埋め立てる際の現行の規定

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物については、仮に放射性セシウムが雨水等により溶出しても問題がないように、①、②の規定が設けられている。

- ① 埋立地のうちの厚さ（敷設された土壤の層が二以上ある場合にあっては、それらの層の合計の厚さとする。）がおおむね五十センチメートル以上の土壤の層が敷設された場所においてを行うこと。
- ② 埋立処分を行う場合には、当該特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壤でおおむね五十センチメートル覆うこと。

特に、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物のばいじんについては、放射性セシウムの溶出量が多いと考えられるため、①、②に加え、埋め立てる際の雨水等との接触を低減するために、③の規定が設けられている。

- ③ ばいじんの埋立処分を行う場合には、当該ばいじんに雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

2. 流動床炉の下水汚泥焼却灰の扱い(案)

流動床炉の下水汚泥焼却灰（ばいじん）については、第10回災害廃棄物安全評価検討会（12月）で提出された溶出試験のデータ（別紙1）において、溶出量が不検出である事例が報告されている。さらに、国土交通省から追加的に提供されたデータ（別紙2）においても、流動床炉等の下水汚泥焼却灰の放射性セシウムの溶出量が不検出である事例が報告されている。

したがって、流動床炉の下水汚泥焼却灰であって、放射性セシウムの溶出量が少ないと確認されたものについては、今後も溶出量が少ないと考えられるため、ばいじんに求められている③の規定（雨水の浸入を防止するために必要な措置）を適用しないこととしたい。なお、仮に放射性セシウムが雨水等により溶出しても問題がないように、①、②の規定は適用することとする。

※ ばいじんは集じん装置で集められる灰であり、ストーカ式焼却炉では主灰（燃え殻）と飛灰（ばいじん）が別に排出されるが、流動床式焼却炉では、基本的には主灰がなく、ほとんどが集じん施設で集められる飛灰（ばいじん）である。

(別紙1)

(第4回下水道における放射性物質対策に関する検討会)

下水汚泥焼却灰等の放射性セシウム溶出試験結果(JIS搅拌試験)

No.	処理場	排除方式	凝集剤	脱水方式	焼却灰タイプ	Cs-134		Cs-137		Cs- ⁸⁷ Cs-Cs-134+Cs-137	
						溶出前試料 放射能[Bq/kg] (検出下限[Bq/kg])	溶出後溶出液 放射能[Bq/L] (検出下限[Bq/L])	溶出率 % (検出下限[Bq/L])	溶出前試料 放射能[Bq/kg] (検出下限[Bq/kg])	溶出後溶出液 放射能[Bq/L] (検出下限[Bq/L])	溶出率 % (検出下限[Bq/L])
1 A 処理場 焼却灰	分流	高分子凝集剤 スクリュープレス	加圧ろ過 ベルトプレス	高分子凝集剤 スクリュープレス	気泡塔式流動床炉	3,490 (3.34)	8 (3.29)	2.2 (2.72)	4,230 (2.72)	13 (3.43)	3.1 (3.59)
2 B 処理場 焼却灰	分流	塩化第二鉄 高分子凝集剤 消石灰	加圧ろ過 遠心分離	循環式流動床炉	10,600 (8.69)	6 (3.21)	0.6 (6.48)	12,500 (6.48)	5 (3.59)	0.4 (3.59)	7,720 (3.59)
3 C 処理場 焼却灰	一部合流 一部分流	高分子凝集剤 高分子凝集剤 消石灰	遠心分離	循環式流動床炉	3,430 (4.18)	4 (2.99)	1.2 (2.94)	4,110 (2.94)	ND (3.73)	ND (3.73)	21 (3.73)
4 D 処理場 焼却灰	一部合流 一部分流	高分子凝集剤 高分子凝集剤 消石灰	遠心ろ過 加圧ろ過 遠心分離	循環式流動床炉	2,710 (8.65)	ND (6.46)	ND (6.46)	3,100 (7.11)	ND (6.76)	ND (6.76)	5,810 (6.76)
5 E 処理場 焼却灰	一部合流	高分子凝集剤 高分子凝集剤 消石灰	遠心分離	循環式流動床炉	1,430 (10.0)	ND (6.16)	ND (6.16)	1,630 (9.84)	ND (7.31)	ND (7.31)	3,060 (7.31)
6 F 処理場 焼却灰	合流 一部分流	塩化第二鉄 高分子凝集剤 消石灰	遠心分離	循環式流動床炉	3,450 (5.83)	ND (3.38)	ND (4.80)	4,120 (4.80)	ND (3.78)	ND (3.78)	7,570 (3.78)
7 G 処理場 焼却灰	合流 一部分流	高分子凝集剤 高分子凝集剤 消石灰	遠心分離	乾燥段付流動床炉	4,300 (7.45)	ND (2.93)	ND (2.93)	5,170 (5.24)	ND (3.60)	ND (3.60)	9,470 (3.60)
8 H 処理場 焼却灰その1	分流 一部合流	高分子凝集剤 高分子凝集剤 消石灰	ベルトプレス 遠心分離	気泡塔式流動床炉	1,350 (9.81)	ND (5.73)	ND (5.73)	1,540 (9.71)	ND (6.73)	ND (6.73)	2,890 (6.73)
9 I 処理場 焼却灰その2 (飛灰をわずかに含む)	分流 一部合流 分流	高分子凝集剤 高分子凝集剤 高分子凝集剤 消石灰	ベルトプレス 遠心分離 遠心分離 なし	気泡塔式流動床炉 ストーカー炉 真空ろ過	1,310 (8.40)	ND (3.33)	ND (3.33)	1,480 (7.95)	ND (3.57)	ND (3.57)	2,790 (3.57)
10 J 処理場 溶融スラグ(人工骨材)	一部合流 分流	高分子凝集剤 高分子凝集剤 高分子凝集剤 消石灰	遠心分離 ベルトプレス 加圧ろ過	スラグバス式 旋回溶融炉	16 (5.43)	ND (5.70)	ND (5.70)	22 (6.30)	ND (7.09)	ND (7.09)	38 (7.09)
11 K 処理場 溶融スラグ	一部合流	高分子凝集剤 消石灰	遠心分離	旋回溶融炉	8,060 (10.7)	ND (3.14)	ND (3.14)	9,740 (7.92)	ND (3.94)	ND (3.94)	17,800 (3.94)

放射能の()中の数値は、検出下限値を示す。

(別紙2)

下水汚泥焼却灰等の放射性セシウム溶出試験結果(JIS搅拌試験)

No.	処理場	排水方式	凝集剤	脱水方式	採取日	測定日	Cs-134		Cs-137		Cs計(Cs-134 + Cs-137)	備考	
							溶出前試料 放射能[Bq/kg]	溶出後溶出液 放射能[Bq/kg]	溶出前試料 放射能[Bq/kg]	溶出後溶出液 放射能[Bq/kg]			
1	A処理場 焼却灰	分流	高分子凝集剤	ベルトプレス	流動床炉	2012/1/26	2012/2/2	500 (検出下限[Bq/L])	ND (12.0)	640 (21)	ND (11.0)	1,140	ND
						2012/2/8	2012/2/11	320 (21)	ND (10.0)	480 (15)	ND (13.0)	780	ND
2	B処理場 焼却灰	分流	高分子凝集剤	ベルトプレス 遠心分離	流動床炉	2012/1/26	2012/2/2	350 (20)	ND (12.0)	480 (17)	ND (8.0)	830	ND
						2012/2/8	2012/2/11	400 (24)	ND (9.0)	550 (21)	ND (10.0)	950	ND
3	C処理場 焼却灰	分流 (一部合流)	高分子凝集剤	ベルトプレス スクリュープレス	流動床炉	2011/7/13	2011/7/17	3,590 (62)	ND (13.0)	3,970 (52)	ND (13.0)	7,560	ND
						2012/1/25	2012/1/27	1,300 (46)	ND (8.6)	1,700 (42)	ND (9.8)	3,000	ND
4	D処理場 焼却灰	分流	高分子凝集剤	遠心分離 スクリュープレス	気泡塔式流動床炉	2012/1/20	2012/1/24	不実施	ND (4.8)	不実施 (4.8)	ND (2.7)	—	ND (7.5)
						2012/1/25	2012/1/25	448 (8.1)	ND (8.1)	580 (7.9)	ND (7.9)	1,028	
5	E処理場 焼却灰	合流	高分子凝集剤 炭酸カルシウム	遠心分離	流動床炉	2011/6/30	2011/7/6	2,584 (1.0)	ND (1.0)	2,995 (1.0)	ND (1.0)	5,579	ND
						2011/7/23	2011/7/23	2,584 (1.0)	ND (1.0)	2,995 (1.0)	ND (1.0)	5,579	ND
6	F処理場 焼却灰	合流	高分子凝集剤	遠心分離	流動焼却炉	2011/8/9	2011/8/12	3,290 (1.0)	ND (1.0)	3,760 (1.0)	ND (1.0)	7,050	ND
						2011/8/9	2011/8/12	2,290 (1.0)	ND (1.0)	2,590 (1.0)	ND (1.0)	4,880	ND
7	G処理場 焼却灰(混練)	合流	高分子凝集剤	遠心分離	気泡塔式流動床炉	2011/10/7	2012/10/14	1,700 (13.0)	ND (13.0)	2,200 (8.3)	ND (8.3)	3,280	ND
						2011/11/28	2012/12/2	1,200 (5.9)	ND (5.9)	1,600 (6.0)	ND (6.0)	2,200	ND (22.0)
8	H処理場 焼却灰	合流	高分子凝集剤	遠心分離	流動層式焼却炉	2012/1/13	2012/1/18	580 (4.8)	ND (4.8)	790 (5.0)	ND (5.0)	1,370	ND
						2012/1/25	不明	1,850 (10.0)	ND (10.0)	2,490 (14)	ND (14)	4,340 (10.0)	ND (10.0)
9	I処理場 焼却灰	分流	高分子凝集剤	ベルトプレス	気泡流動式焼却炉	2012/1/10	2012/1/14	262 (17.0)	ND (17.0)	374 (14)	ND (18.0)	636	ND
						2012/1/11	2012/1/23	216 (18.0)	ND (18.0)	278 (16.0)	ND (15.0)	494	
10	J処理場 焼却灰	分流	高分子凝集剤	ベルトプレス	気泡流動式焼却炉	2012/1/30	2012/2/7	ND (34.5)	ND (34.5)	ND (12.0)	ND (12.0)	2,650	ND
						1/31～2/9	2012/2/15	1,120 (8.79)	ND (8.79)	1,530 (8.79)	ND (8.79)	0	ND
11	K処理場 焼却灰	合流+	高分子凝集剤	遠心分離									

放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2号に基づく告示等（特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設から除外されるものの要件）の改正について

平成24年8月20日

1 現行制度の概要

1) 特別の維持管理基準について

放射性物質汚染対処特措法に規定される特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設※については、廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加えて、入念的に、放射性物質の管理のための特別の維持管理基準（処分により生じた排水・排ガス中の事故由来放射性物質の濃度の測定、敷地境界の空間線量率の測定等）を適用することにより、より一層の安全確保を図っている（図1）。

- ※ ① 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処分の用に供される焼却施設、溶融施設、熱分解施設、焼成施設及び汚泥の脱水施設
- ② ①のほか、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都に所在する廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設、焼成施設及び汚泥の脱水施設（一定の要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く）
- ③ 一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分場であって特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの

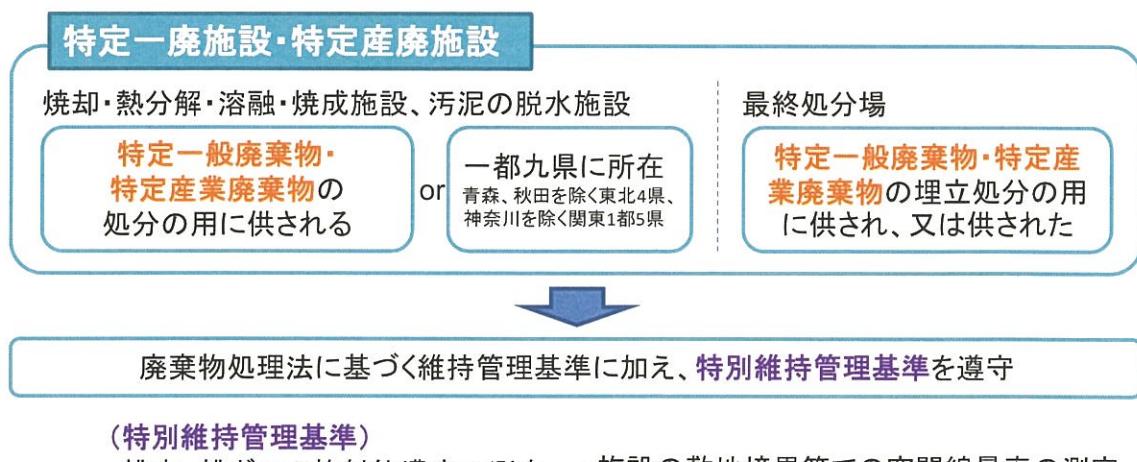


図1 現行の特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の要件
並びに特別維持管理基準

2) 特別の維持管理基準の適用除外について

特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設については、一定の要件（以下「確認の要件」という。）（表1）に該当する旨の環境大臣の確認を受けた施設は、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に該当せず、特別の維持管理基準を適用しないこととしている。ただし、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を

処理する場合は、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に該当することとしている。

このように焼却施設については確認の要件を定めているが、焼却施設以外の中間処理施設については、科学的知見の不足により、確認の要件を定めていない。

表1 現行の要件（対象は焼却施設のみ）

確認の要件	具体的な判断の目安
事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第14条に規定する基準※に適合しない物が生ずるおそれの少ない焼却施設であること ※ 排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のセシウム134及びセシウム137の合計の放射能濃度が8,000Bq/kg以下	排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻のセシウム134及びセシウム137の合計の放射能濃度が1回の測定で800Bq/kg以下又は3ヶ月連続で6,400Bq/kg以下となること

2 制度改正について

1) 改正の必要性

焼却施設以外の中間処理施設についても、排出されるものの放射能濃度が十分低く、特別の維持管理基準を適用する必要がないと考えられる施設については、確認の要件を定める必要がある。この点について、第12回災害廃棄物安全評価検討会において御議論いただいたところ。これを踏まえ、上記施設における特別の維持管理基準の適用除外の要件を設けることとする。

2) 改正の内容

改正告示において追加される対象施設及び要件は、以下のとおり。

(対象施設)

- ① 現行の要件の対象以外の廃棄物の焼却施設（焼却灰が出ない焼却施設¹）
- ② 廃棄物の溶融施設、熱分解施設又は焼成施設
- ③ 汚泥の脱水施設

(要件)

表2のa～cまでの確認の要件をすべて満たすこと。確認の要件を満たすかどうかは、表2に掲げるそれぞれの具体的な判断の目安により確認する。

¹ 廉油の焼却施設や、溶融スラグしか排出されない焼却施設等

表2 改正後に追加される要件

確認の要件	具体的な判断の目安
<p>a. 事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第14条に規定する基準※に適合しない物が生ずるおそれの少ない廃棄物の処理施設であること</p> <p>※排出される物(廃棄物)のセシウム134及びセシウム137の合計の放射能濃度が8,000Bq/kg以下</p>	<p>a. 排出される物(廃棄物に該当するかどうかは問わない)のセシウム134及びセシウム137の合計の放射能濃度が1回の測定で800Bq/kg以下又は3ヶ月連続で6,400Bq/kg以下となること</p>
<p>b. 事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第33条第1号イ(1)に規定する基準※に適合しない排ガスが生ずるおそれが少ない廃棄物の処理施設であること</p> <p>※(事業場の周辺の大気中のセシウム134及びセシウム137の三月間の平均濃度について*1の式により算定した値が一を超えないこと)</p>	<p>b. 排出口における排ガスのセシウム134及びセシウム137の濃度について*1の式により算定した値が三ヶ月連続で一を超えないこと</p>
<p>c. 事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第33条第1号ロ(1)に規定する基準※に適合しない排水が生ずるおそれが少ない廃棄物の処理施設であること</p> <p>※(事業場の周辺の公共の水域の水中的セシウム134及びセシウム137の三月間の平均濃度について*2の式により算定した値が一を超えないこと)</p>	<p>c. 排出口における排水のセシウム134及びセシウム137の濃度について*2の式により算定した値が三ヶ月連続で一を超えないこと</p>

$$*1 \quad \frac{\text{¹³⁴Csの濃度 (Bq/m³)}}{20 \text{ (Bq/m³)}} + \frac{\text{¹³⁷Csの濃度 (Bq/m³)}}{30 \text{ (Bq/m³)}}$$

$$*2 \quad \frac{\text{¹³⁴Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{\text{¹³⁷Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

なお、焼却施設を対象とした現行の適用除外要件においては、aだけが規定されているが、これは、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が排出される焼却施設については、実態

的に、aが満たされていればb及びcも満たされているためである。また、排出される物がない施設についてはaが適用されず、排ガスや排水が全く排出されない施設については、適用除外要件においても、測定する必要はない。同様に、排ガスが排出されない施設はbが適用されず、排水が排出されない施設はcが適用されない。

3 今後の予定

確認の要件（表2の左側の欄）については別添のとおり、8月29日（水）まで改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）を実施している。その結果を踏まえ、告示の改正を行うとともに、「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン」（平成23年12月策定）を改定し、廃棄物処理施設を管理する事業者等にも分かりやすく要件を示していく予定。



みんなの力で がれき処理

災害廃棄物の広域処理をすすめよう

水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

(お知らせ)

放射性物質汚染対処特措法施行規則第三十二条第二号の規定による 環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案に対する 意見の募集（パブリックコメント）について

平成24年7月31日（火）
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
課長：山本 昌宏
課長補佐：豊村 紳一郎
担当：佐川 龍郎（内線6099）
産業廃棄物課
課長：廣木 雅史
技術専門官：窪田 哲也
担当：中村 南（内線6878）

環境省では、放射性物質汚染対処特措法施行後に得られた知見を踏まえ、同法施行規則第32条第2号の規定による環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案をとりまとめました。本案について広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成24年7月31日（火）～8月29日（水）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 背景

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性廃棄物による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）においては、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設（放射性物質汚染対処特措法第24条第1項及び第2項）に対して、排ガス及び排水中の放射能濃度の測定義務等の維持管理基準を課しています。また、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設のうち、廃棄物焼却施設については、同法施行規則第32条第2号の規定による環境大臣の確認の要件（平成23年環境省告示第105号）に基づき、同施行規則第14条に規定する基準に適合しないばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が生ずるおそれが少ない場合には、環境大臣の確認を受けた上で、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設から除かれることとされています（同施行規則第32条第1号又は第34条第1号に該当する場合を除く）。

同法の完全施行（平成24年1月1日）後半年が経過し、追加的な科学的知見が得られたことで、焼却施設以外の中間処理施設の一部においても、そもそも汚染のほとんど見られない廃棄物しか処理していない施設等が追加的に判明してまいりました。これを踏まえ、安全性の確保を前提に、廃棄物処理施設の維持管理の合理化を図るため、維持管理基準の免除ができる施設の範囲を拡大する同告示改正案をとりまとめました。

2. 意見募集（パブリックコメント）について

（1）意見募集対象

添付資料「放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2号の規定による環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案」の概要

（2）意見の募集期間 平成24年7月31日（火）～平成24年8月29日（水）

※郵送の場合は、平成24年8月29日（水）必着

（3）意見の提出方法

御意見は、案件名を、「放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2号の規定による環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案に対する意見」としたうえ、下記〔1〕～〔4〕までを必ず御記入の上、電子メール・ファクシミリ・郵送のいずれかの方法で、下記〔5〕の提出先まで御提出ください。

〔1〕氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

〔2〕住所

〔3〕電話番号又はメールアドレス

〔4〕御意見（意見ごとに必ず下記事項を記載）

・意見の該当箇所（行番号等）

・意見の要約（意見は簡潔に記載）

・意見及び理由（意見の根拠となる出典等があれば添付又は併記）

〔5〕提出先

・郵 送：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
(〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2)

・F A X：03-3581-3505

・電子メール：houshasen-tokusohou2@env.go.jp

（4）注意事項

- ・御意見は、日本語で御提出下さい。
- ・電話での御意見は受け付けておりません。
- ・御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・頂いた御意見については、意見提出者名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開する場合があることを御承知おきください。
- ・締切日までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

3. 閲覧又は入手の方法

- (1) 環境省ホームページのパブリックコメント欄
(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>) を参照
- (2) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課にて配布
(東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 26 階)
- (3) 郵送による入手
郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し 200 円切手を貼付した
返信用封筒 (A4 版が入るもの) を同封し、意見提出先まで送付してください。

4. 問い合わせ先

TEL : 03-3581-3351 (内線 6099)

FAX : 03-3581-3505

電子メール : houshasen-tokusohou2@env.go.jp

担当 : 佐川

5. 添付資料

- 「放射性物質汚染対処特措法施行規則第 32 条第 2 号の規定による環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案」の概要

(別紙)

「放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2号の規定による 環境大臣の確認の要件の一部を改正する告示案」の概要

以下において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）において使用する用語の例による。

1. 現行の要件

現行の放射性物質汚染対処特措法施行規則第32条第2項の環境大臣が定める要件（平成23年環境省告示第105号）は、以下のとおりである。

(対象施設)

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を生ずる廃棄物の焼却施設。

(要件)

事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第14条に規定する基準に適合しないばいじん及び焼却灰その他の燃え殻が生ずるおそれの少ない廃棄物の焼却施設であること。

2. 改正の内容

現行の要件の対象となっていない施設についても同告示の環境大臣の確認を受けられることとする。その対象と要件は以下のとおり。

(対象施設)

- ・ 現行の要件の対象以外の廃棄物の焼却施設
- ・ 廃棄物の溶融施設、熱分解施設又は焼成施設
- ・ 汚泥の脱水施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号に定めるものをいう。）

(要件)

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たすこと。

- (1) 事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第14条に規定する基準に適合しない物が生ずるおそれの少ない廃棄物の処理施設であること
- (2) 事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第33条第1号イ（1）に規定する基準に適合しない排ガスが生ずるおそれが少ない廃棄物の処理施設であること。
- (3) 事故由来放射性物質による汚染状態が同施行規則第33条第1号ロ（1）に規定する基準に適合しない排水が生ずるおそれが少ない廃棄物の処理施設であること。

3. 適用の日

公布の日

日時：平成24年6月5日（火）13:30～15:40
場所：主婦会館7階 カトレア

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、新美委員、森澤委員
オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 塩崎課長
厚生労働省 労働衛生課 安井中央労働衛生専門官
厚生労働省 健康局 水道課 水道水管理室 下畠室長補佐
福島県 生活環境部 斎藤次長
独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長
独立行政法人日本原子力研究開発機構
安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹
財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事
財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官

奥主大臣官房審議官、関水環境担当審議官
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長
廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 高澤計画官

※会議は公開で行われた。

議題

1. 開会

南川事務次官から挨拶。

2. 特定廃棄物関係ガイドラインについて

ア. 環境省から、資料2に基づき、特定廃棄物の保管、収集運搬及び中間処理について説明があった。

イ. 委員から、仮置場において、線量管理以外に保管数量の規制はしないのかとの質問があった。環境省から、放射線防護の措置を適切に実施することで対応する旨の説明があった。

ウ. 委員から、事故時の措置をとるべき際の事故については、どの程度の事故まで実施することを想定しているのかとの質問があった。環境省から、特定廃棄物については国が主体となって処理することとなっており、当面は軽微な事故も含めて対応していく旨の説明があった。

- エ. 委員から、ガイドライン中に記載されている仮置場での火災事例については、特定廃棄物とは関係ないため、このガイドラインに記載することで混乱を招くのではないかとの指摘があった。
- オ. ガイドラインについて、委員からの指摘を反映後、確定させ公表する予定。

3. 指定廃棄物の処理に向けた取り組み

- ア. 環境省から、資料3に基づき、指定廃棄物の指定状況、今後の処理の方針及び現在環境省で実施している処理実証事業に関して説明があった。
- イ. 委員から、国が新たにつくる指定廃棄物の最終処分場はいくつ予定しているかとの質問があった。環境省から、現時点ではいくつ最終処分場をつくるかについては決まっていないが、これまで、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県には候補地の選定にかかる協力要請を行っており、今後状況に応じて追加で協力要請を行うことも考えられるとの説明があった。
- ウ. 委員から、最終処分場の選定手続について、市町村や周辺住民の理解を得るプロセスはどのように設計されるのかとの質問があった。環境省から、場所の選定については県と調整し公表することを予定しており、その後に住民等への説明を行っていくことを考えている旨の説明があった。
- エ. 委員から、候補地選定フローにおいて、放射線にかかる安全評価はどの段階で実施するのかとの質問があった。環境省から、国で作る最終処分場は遮断型構造を想定しており、細かい設計は廃棄物の受け入れ量の推計などと並行して進めていく旨の説明があった。
- オ. 委員から、8,000Bq/kgを超える廃棄物について、遮断型構造の処分場に埋立てする場合もコンクリート固型化を実施するのは、効率が悪いのではないかとの指摘があった。環境省から、既存の管理型処分場に埋め立てる場合はセメント固型化を行うが、遮断型構造の処分場に埋立てする場合はフレキシブルコンテナなどに入れて埋め立てることを想定しているとの説明があった。
- カ. 委員から、指定廃棄物の最終処分場に仮設焼却炉を併設する方向性が示されているが、市町村において除染などで発生する草木類についてもこれらの仮設焼却炉を利用すべきであるとの意見があった。環境省から、福島県内については除染廃棄物の発生量が多いことから、除染廃棄物と指定廃棄物を相互に融通して実施する予定をしており、その他の地域については、除染の量が少ないので既存施設を活用することを想定しているが、仮設焼却炉を設置する場合には、それを活用することも検討したいとの説明があった。
- キ. 委員から、特措法第16条の調査について、調査の免除規定が設けられているが、季節の変動や除染の実施に伴う変動を考慮し、免除された施設においても調査を実施するような運用を行うべきとの意見があった。環境省から、重要なご指摘と認識しており、扱う廃棄物の性状が変化した場合には調査が必要との説明があった。

4. 災害廃棄物の広域処理の安全性について

- ア. 環境省から、資料4に基づき、災害廃棄物の広域処理の安全性について説明があった。

- イ. 委員から、災害廃棄物の広域処理において焼却施設内の物質収支を実測することが困難であることについては、基本的に支持するが、排ガスの放射性セシウムが不検出だから物質収支をとる必要がないという整理ではなく、排ガスのモニタリングを実施することが安全性を確認するうえで意義のあることであるという認識を明確にすべきとの意見があった。
- ウ. 委員から、各自治体が8,000Bq/kgより低い独自基準を設定していることについて、作業者の被ばくについては前提条件が変わることにより結果が変わり得るということを明記すべきではないかとの意見があった。オブザーバーから、国の安全評価は既往のクリアランスレベル設定時の考え方に関するものであり、自治体で行っている安全評価は、実際の作業に対して極端な設定になっている点に留意する必要があるとの意見があった。環境省から、条件等についてより明確化していくとの回答があった。
- エ. 委員から、セシウム以外の核種について事故前から存在するものについては、可能な限りその原因も記載するのが良いとの指摘があった。環境省から、御指摘のとおり修正すると回答があった。
- オ. 委員から、ストロンチウムの測定について、環境省の今回の測定は迅速分析法で実施しているが、今後、対策地域内廃棄物について迅速分析法により実施するのであれば、公定法との関係を明確にするなど、分析法を確立すべきではないかとの意見があった。環境省から、今回は限られた期間で実施したものであるため迅速分析法を採用したが、今後の測定では公定法による分析も行っていくとの説明があった。
- カ. 委員から、測定項目の整理について、敷地境界とバックグラウンドの測定を区別できるような表にすべきとの意見があった。また、別の委員から、焼却の際の混焼率は重要なデータであるため、適切に把握すべきであるとの意見があった。環境省から、御指摘を踏まえ見直しを検討すると回答があった。

5. 閉会

配付資料

- 資料1 第13回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
資料2 特定廃棄物関係ガイドライン 素案
資料3 指定廃棄物の処理に向けた取り組み
資料4 災害廃棄物の広域処理の安全性について（第1.2版）

- 参考資料1 災害廃棄物安全評価検討会（第12回）議事要旨
参考資料2 災害廃棄物安全評価検討会（第12回）議事録